

帯広市都市公園（北地区）の指定管理に関する質問と回答

受付日：令和 8 年 10 月 26 日

回答日：令和 8 年 10 月 29 日

【質問】 【樹木定期点検】 ①新たに追加された樹木定期点検について、何人区程度の作業量を想定されているか。 ②①について、それを人件費にどのように反映されているか。	【回答】 ①②これまでの点検実績を踏まえ、二人一組で 1 日当たり 2 公園の点検を行うものとして積算しており、その作業量を「別表 1-1 基準管理費用中人件費積算内訳」の「(ア) 常時勤務を要する職」と「(イ) 常時勤務を要さず、業務に必要な知識や経験若しくは専門的技術を要する職」に換算して人件費を算定しているため、人工でお示しすることはできません。
【質問】 【落ち葉の収集】 ①「落ち葉の堆積が特に望ましくないと判断される公園」として、市ではどの公園を想定し、どの程度の量を見込んで積算に反映しているか。 ②落ち葉の処理費用は基準管理費用のどの項目に含んでいるか。	【回答】 ①利用状況や過去の経過、パークゴルフ場の有無等を考慮し、「中央公園」「十勝川公園」「伏古別公園」「中島公園」「あづさ公園」を想定しています。 また処分量については、過去の処分実績などを考慮し、計上しています。 ②処理費用は、帯広市都市公園（北地区）指定管理者募集要項の P7、「【参考】基準管理費用積算の内訳」の管理運営費のうち、役務費で計上しています。

【質問】 【伏古別公園】

①前期まで除外されていた区域が業務区域に加わった理由をご教示いただきたい。

②管理区域から除外される「公園西側の遊具、広場の一部」がどの区域を指すかお示しいただきたい。

【回答】

①今回の公募にあたり、公園全体の維持管理や業務区域を改めて確認した結果、管理が不明確な区域があったため、新たに業務区域に加えたものです。

②管理区域から除外する区域は、下図のとおりです。



【質問】 【委託料】

① 「基準管理費用の内訳」の「委託料」はどのような業務内容を想定されているか。

② 「基準管理費用の内訳」の「委託料」の積算額は5か年で同額となっており、また、この費目はリスク分担の対象となっていない。公園管理での委託業務は、賃金水準の影響を受けやすい業務が多く、賃金水準が上昇した場合、委託料も増額させる必要が生じる場合がある。今後、指定管理期間内に賃金水準の上昇により、委託業務の実態が最低賃金を下回るような状況になった場合、市としては、指定管理者が委託する額を当初の見込み額より増額すべきとお考えか、それとも増額の必要はないとお考えか。

③ ②の質問に対して、賃金水準に合わせて委託費を増額すべきとお考えであるとするならば、その場合の増額分は市の負担ではなく指定管理者が負担すべきというお考えか。

【回答】

①「基準管理費用の内訳」の「委託料」については、業務量や専門性を考慮し、「トイレ清掃」「水質検査」の業務を想定しています。

②本市ではリスク分担の一環として、他団体に先駆け、指定管理者の人件費や、燃料費・電気料についてはスライド制度を導入しておりますが、第三者への委託料につきましては、現行制度では対象外となっております。今後も国や他団体の動向を注視し、制度のあり方を継続的に検討してまいります。今回の公募におきましては、上記の方針となりますことをご理解いただきますようお願いいたします。

第三者への委託先に支払う額を増額すべきか否かにつきましては、市が判断・指示することはございません。第三者への委託契約は、あくまで指定管理者と委託事業者との間の私法上の契約であり、業務の品質確保や契約内容の履行を前提として、両者間の協議に基づき決定されるべきものと認識しております。

③増額の考えについては、②のとおりです。

仮に指定管理者が経営上の判断として第三者への委託料を増額した場合、その費用は指定管理者が負担することになります。市からの支払いは、公募を経て決定された指定管理料（基準管理費用）が上限となります。これは、指定管理者制度が、市が定める仕様等及び上限額の範囲内で、民間事業者のノウハウや創意工夫を最大限に活かしていただく制度であるという考え方に基づくものです。市が募集要項でお示しする積算内訳はあくま

	で参考であり、申請団体はこれに縛られることなく、将来の価格変動リスクなども含めて申請団体の裁量で事業計画を構築いただくものと考えております。したがって、申請団体には、このようなリスクも想定した上で、基準管理費用の上限内で収支計画をご提案いただくことになります。
【質問】 【公園維持管理業務にかかる機械経費について】 ①公園の維持管理には、草刈車両などの機械が必要であるが、「基準管理費用の内訳」においてそれらに該当する費目は見られないか、過去の実際の公園管理実績からみて著しく低い金額計上となっている。維持管理における機械使用について、現状の実態を踏まえどのように想定されているか、また、積算する上での機械経費の計上についてどのように考えておられるか。	【回答】 機械経費については、自社保有機械の活用によるコスト削減や、リース機械の導入による作業の効率化など、業者の専門性や運営上の工夫が反映される事項の一つと考えているため、機械の機種や確保の方法等は限定していません。 そのため、リース契約や備品購入などを前提とした経費をあらかじめ固定費として基準管理費用に含んでいません。 仕様に基づく、作業面積や頻度から算出した「機械損料」は必要な金額を計上していますので、各事業者が最も効率的かつ経済的と考える方法を事業計画書等でご提案願います。